

平成22年度

レイティング／フィルタリング連絡協議会研究会

最終報告

平成23年2月

レイティング／フィルタリング連絡協議会

目次

最終報告について	2
1. 青少年インターネット利用環境整備における基本的な考え方と関係者の責務	4
2. フィルタリング提供にあたっての判断基準	6
2-1. 「フィルタリング提供にあたっての判断基準」の位置付け	6
2-2. フィルタリングの種類	7
2-3. 接続先のサイトの特性（オープン、クローズの区別）	8
2-4. 望ましいフィルタリング提供を整理する上での4つの判断基準	9
2-5. どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいか	9
2-5-1. 青少年の単独での利用の程度（①）	9
2-5-2. インターネット上のオープンなサイトの利用状況（②）	10
2-5-3. まとめ：どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいか	11
2-6. どのような方法でフィルタリングが提供されるのが望ましいか	12
2-6-1. フィルタリングの提供方法	12
2-6-2. 機器の性能（③）	12
2-6-3. 機器の可搬性（④）	13
2-6-4. まとめ：どのような方法でフィルタリングが提供されるのが望ましいか	13
2-7. フィルタリング提供のあり方についての今後の検討事項	15
3. 青少年インターネット環境整備における保護者支援のあり方について	16
3-1. これまでの民間関係者の取組	16
3-2. 現在の取組が直面する課題	17
3-3. 保護者支援のための具体的な取組	18
3-3-1. インターネット接続機器のフィルタリングに関する情報提供の強化	18
3-3-2. より保護者の利用しやすいフィルタリング設定方法の検討	19
レイティング／フィルタリング連絡協議会研究会委員名簿	21

最終報告について

現在、青少年のインターネット利用環境の整備については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）」（平成21年4月施行）に基づき、保護者、教育関係者、事業者、行政等の関係者による様々な取組がなされて来ているところである。経済産業省においても、青少年インターネット環境整備基本計画に基づく各種取組を推進するとともに、委託調査事業として平成15年度以降毎年度開催しているレイティング／フィルタリング連絡協議会の研究会を通じて、より実効性の高い対策のあり方を検討してきた。

青少年のインターネット利用環境整備において重要な役割を担うフィルタリングについては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者、インターネット接続役務提供事業者、機器製造事業者が、それぞれ現行法に基づくフィルタリングの提供を実施してきた。他方、インターネットに接続可能なゲーム機や無線LANに接続可能な携帯電話端末（いわゆるスマートフォン）等のインターネット接続機器の利用拡大、家庭内や店舗等での無線LANに接続可能な環境の増加等、青少年のインターネットの利用環境は変化を続けている。こうした環境変化を受けて、平成22年度経済産業省委託事業「インターネット上の違法・有害情報対策及びフィルタリングの動向と普及促進に関する調査研究」の一環として開催されているレイティング／フィルタリング連絡協議会の研究会では、様々なインターネット接続機器について、どのようにしてフィルタリングが提供されるのが望ましいかを改めて整理するとともに、保護者がフィルタリングをより適切に活用するための支援策を検討した。当最終報告は、これまでの委員間の議論を通じて、望ましいフィルタリングの提供のあり方や保護者支援のために関係者に望まれる取組について、委員間で意見の一致を見た内容を取りまとめたものである。

当最終報告の構成は以下の通りである。まず第1章で、具体的な提言に先立ち、青少年のインターネット環境整備のための取組を進める上での根拠となる「基本的な考え方」について、改めて青少年インターネット環境整備法の趣旨等を踏まえて取りまとめた。第2章、第3章における具体的な提案はいずれも第1章の「基本的な考え方」を具体化するものである。

第2章では、インターネットに接続可能なゲーム機やスマートフォン等のインターネット接続機器の利用拡大、家庭内や店舗などでの無線LANに接続可能な環境の増加等の環境変化に対して、フィルタリングが各機器に応じてどのように提供されるのが望ましいかを整理した。その際、今後も多様な機器がインターネットに接続可能となった場合に、望ましいフィルタリングの提供のあり方について一貫性のある判断基準を関係者が共有できるよう、青少年インターネット環境整備法の趣旨等を踏まえ、望ましいフィルタリング提供についての判断基準（以下「判断基準」という。）を整理した。

また、フィルタリングが青少年のインターネット利用環境の整備のために有効に機能するには、単に各機器においてフィルタリングが利用可能になるだけでなく、保護者が適切にフィルタリングを利用することが必要である。このため、第

3章では、民間の研究会やフィルタリングの普及啓発セミナー等で指摘されている課題を踏まえ、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、保護者に対して事業者が提供し得る支援策をまとめた。

1. 青少年インターネット利用環境整備における基本的な考え方と関係者の責務

青少年インターネット環境整備法に基づく各種取組を考える上で、まず同法の趣旨やこれまでの関係者間の議論を踏まえることが重要である。以下では、同法に明記されている理念や各関係者の責務を中心に、青少年のインターネット利用環境の整備を進める上で踏まえるべき、基本的な考え方を確認する。

(1) 基本理念

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自ら」が、「インターネットを適切に活用する能力¹」を「習得することを旨として行わなければならない」(法第三条第一項)

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、～(中略)～青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行わなければならない」(法第三条第二項)

- 法では、第一の理念として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするためには、情報メディアリテラシー教育などを通じて、青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得する必要があることが掲げられている。
- また、インターネットを適切に活用する能力を必ずしも全ての青少年が有していない現状の下、インターネット上に青少年有害情報が多く流通し、青少年の被害が絶えないという法制定の背景にかんがみ、第二の理念として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するためには、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする必要があることが掲げられている。

(2) 保護者の責務

「保護者は、～(中略)～その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに～(中略)～インターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める」(法第六条)

- 青少年の有害情報の閲覧を制限するか否か、制限するとしてその有害情報の範囲はどの程度のものか、また、青少年がインターネットを適切に活用する能力をどの程度必要としているか、また、どのように習得させるのが当該青少年にとって適切かなどの事項は、青少年の置かれている環境やそ

¹ 法第三条第一項では「インターネットを適切に活用する能力」を「主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力」と定義している。

の発達段階に応じて様々であると考えられる。

- かかる事項について適切な判断を下さなければならないのは、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者であり、また、保護者には自らの教育方針に基づき、それらの事項につき決定する権利があると考えられる。

(3) 関係事業者の責務

「青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努める」(法第五条)

- 保護者は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める責務を負うが、次々に登場する多様なインターネット接続機器やサービスについて、保護者が適切な対応を取り続けることは容易ではない。したがって、青少年のインターネット利用環境の整備にあたっては、関係事業者が重要な役割を担っていることにかんがみ、関係事業者の責務が定められている。
- 法では、青少年有害情報の閲覧機会の最小化のために具体的に事業者に求められる取組として、法第17条及び第18条に基づくインターネット接続役務提供事業者等によるフィルタリングサービスの提供、法第19条に基づく機器側でフィルタリングを容易に利用可能にする措置、法第20条に基づくフィルタリングソフトウェア開発事業者等によるフィルタリングの高度化及び利便性の向上、法第21条及び第22条に基づく特定サーバー管理者による青少年有害情報閲覧防止措置及び青少年有害情報についての国民からの連絡受付体制整備等が挙げられている。他方、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置については、法に具体的な取組は定められていないものの、現在、民間協議会や個別企業によって実施されている各種セミナー等が該当すると考えられる。

(4) 民間の自主的かつ主体的な取組の尊重

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行わなければならない」(法第三条第三項)

- 青少年のインターネット利用環境の整備に向けて、民間の自主的かつ主体的な取組が進められていることから、こうした取組を阻害することなくさらに順調に発展させるため、また、インターネットを利用した表現の自由等に配慮して、民間主導の取組を尊重することが第三の理念として定められている。

(5) 表現の自由、情報発信やアクセスの尊重

政府は、「**個人や少数者を含む多様な主体がインターネットを利用した表現の自由、多様な情報に関する情報発信やアクセスを不当に制約することのないようにすること**」、「**事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること**」等に万全を期すべきである。(平成20年6月10日参議院内閣委員会附帯決議)

- 同附帯決議では、インターネットが、青少年を含む全ての人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっていることに留意し、個人や少数者を含む多様な主体がインターネットを利用した表現の自由、多様な情報に関する情報発信やアクセスを不当に制約することが無いよう求めている。
- また、ある情報が閲覧を制限すべき青少年有害情報に該当するか否かの判断は個人によって異なるものであり、その判断を行うのは、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者である。加えてフィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれもあることから、有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に政府は干渉しないよう、同附帯決議は求めている。

2. フィルタリング提供にあたっての判断基準

2-1. 「フィルタリング提供にあたっての判断基準」の位置付け

- これまで、青少年のインターネット利用環境の整備については、青少年インターネット環境整備法に基づき、保護者、教育関係者、事業者等による取組がなされてきた。こうした取組のうち、フィルタリングの提供については、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（法第17条）、インターネット接続役務提供事業者（法第18条）、機器製造事業者（法第19条、携帯電話端末等の機器製造事業者は除く）にそれぞれ義務が課されており、各事業者はそれぞれの義務に基づく対応を実施してきた。
- 他方、インターネットに接続可能なゲーム機やインターネット接続テレビ、無線LANに接続可能な携帯電話端末（スマートフォン²）等のインターネット接続機器の利用が拡大しているほか、家庭内や店舗等で無線LANに接続可能な環境が増加するなど、青少年のインターネットの利用環境は変化を続けている。
- 無線LANに接続できない携帯電話端末等やスマートフォンの携帯電話回線によるインターネットへの接続については、これまで通り、法第17条に基づいてフィルタリングが提供される一方、携帯電話端末等以外の機器については、法第18条に基づいてインターネット接続役務提供事業者が、法第1

² ここでは、スマートフォンを携帯電話回線経由のみならず、無線LAN等その他の回線を経由してインターネットに接続可能な携帯電話端末とする。

9条に基づいて機器製造事業者が、それぞれフィルタリングを提供する義務を負っている³。

- そのため、今回、当研究会では、無線LANに接続できない携帯電話端末等以外のインターネット接続機器について、どのようにインターネット接続役務提供事業者と機器製造事業者が連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを改めて整理するため、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえた上での望ましいフィルタリング提供についての判断基準（以下「判断基準」という。）を策定した。
- また、上記判断基準に基づき、現状の各機器の利用実態や技術制約等を勘案した上で、現時点において、機器毎に望まれるフィルタリング提供のあり方やインターネット接続役務提供事業者と機器製造事業者の連携のあり方を整理した。さらに、スマートフォンの無線LAN等によるインターネットへの接続に対してのフィルタリングの提供についても併せて検討した
- なお、上記判断基準は、あくまでフィルタリングの提供が必要なインターネット接続機器について、フィルタリングがどの程度、どのような方法で提供されるのが望ましいかを判断するための基本的な基準であり、フィルタリングの提供にあたって考慮すべき点は他にも多数存在する。例えば、フィルタリングの提供に当たっては、表現の自由や通信の秘密、知る権利に配慮される必要があるほか、フィルタリングの利用者である一般的な保護者の理解度についても、適切に配慮される必要がある。

2-2. フィルタリング⁴の種類

（閲覧制限の判断方式による分類）

- 一般にフィルタリングを閲覧制限の判断方式によって分類すると、特定のサイトやページ以外、全ての閲覧を制限する「ホワイトリスト方式」、特定のサイトやページのみ閲覧を制限する「ブラックリスト方式」、キーワード等によりサイトやページのカテゴリを接続時にその都度判断する方式等がある⁵。

³ 様々なインターネット接続機器（携帯電話端末等を除く）のうち、法第19条の適用対象外とされているのは、機器にあらかじめブラウザが組み込まれていない場合、青少年による使用が18歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合として経済産業大臣が告示で定める場合（カーナビが該当）、専ら事業のために使用されると認められる場合、パソコンやテレビ、ゲーム機等で、同一の事業者の当該機器の前年度の販売数量が一万台を超えない場合である。

⁴ 青少年インターネット環境整備法第2条第9項では、フィルタリング（ソフトウェア）を「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）」と定義している。

⁵ フィルタリングの仕組みや方式の分類・定義については、「保護者のためのフィルタリング研究会」活動報告書（<http://www.parental-filtering.org/files/report20110121.pdf>）p.14等の解説が詳しい。

- また、その他の方法としてブラウザの利用に際し、保護者が管理可能なパスワードをかけて、サイトの閲覧自体をすべて制限する方式もある（以降、パスワードロック方式⁶という。）。

（サービス提供の仕組みによる分類）

- フィルタリングをサービス提供の仕組みで分類すると、パスワードロック方式以外にも、ネットワーク上でフィルタリングをかける「プロキシサーバー方式」、ネットワーク上にはレイティングのデータのみを置いておき、ウェブサイトの閲覧毎にサーバー上のレイティングデータを参照し、閲覧しようとしているURLとレイティングデータの照合をするソフトウェアは機器にインストールする「参照サーバー方式」、レイティングデータも照合機能も全て機器にインストールする「インストール方式」等がある。「プロキシサーバー方式」としては、機器側でフィルタリングソフトウェア開発事業者等のネットワーク上のプロキシサーバーを設定する方式と、ISP等でフィルタリング機能を提供する方式の2種類存在する⁷。

2-3. 接続先のサイトの特性（オープン、クローズの区別）

- 様々な機器がインターネットに接続可能となったとはいえ、全ての機器がPC等のようにインターネット上に提供されている多様なサイトを閲覧できる訳ではなく（インターネット上のオープンなサイトを閲覧可能な訳ではなく）、機器を提供する事業者等が、コンテンツやサービス自体を管理するサイトにのみ接続する（インターネット上のクローズなサイトにのみ接続する）ものも多数存在する。また、それらの両方に接続するものも存在する⁸。
- こうしたクローズなサイト上のサービスは、インターネットを介して各機器に提供されているものの、機器製造事業者等の限られた主体によって当該サービスが管理されており、それ以外の者はそのサイト内で自由にサービスを提供することはできない。したがって、クローズなサイトでは、その管理者がサイト内のサービスを適切に管理すれば、青少年向けに適切な利用環境を整えることが可能である。

⁶ パスワードロック方式は、ゲーム機やインターネット接続テレビ、カメラ等で法第19条に基づくフィルタリングの提供方法の一つとして採用されている。

⁷ 前者は様々な接続経路でインターネットに接続しても一貫してフィルタリングが提供されるが、後者はフィルタリング提供を求めているISPに接続した場合、フィルタリングがかからない状態が生じる可能性がある

⁸ 例えば、インターネット接続テレビについては、クローズなサイト内のサービスとしてアクトビラ（株式会社アクトビラ）やひかりTV（株式会社NTTぶらら）等のように、テレビ向けに映画等のコンテンツを配信するサービスが存在する。また、インターネット接続可能なゲーム機については、クローズなサイト内のサービスとしてWiiチャンネル（任天堂株式会社）やPlayStation Network（株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント）、Xbox Live（日本マイクロソフト株式会社）等のゲーム機にゲームソフトを販売するサービスや、オンラインゲームの対戦者を募るためのサービス等が存在する。

- フィルタリングの提供にあたっては、このように接続先のサイトがどのような特性を持つかに留意して、サイトの特性に応じた対応が取られることが望ましいと考えられる。

2-4. 望ましいフィルタリング提供を整理する上での4つの判断基準

(どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいか)

- フィルタリングの提供にあたって、まず、予め想定される①青少年の単独での利用の程度、②インターネット上のオープンなサイトの利用状況を軸に、様々なインターネット接続機器について、どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいかを整理する。

(どのような方法でフィルタリングが提供されるのが望ましいか)

- 次に、①及び②によってそれぞれの機器について望まれるフィルタリングの程度について、③機器の性能、④機器の可搬性を考慮した上で、どのような方法で（ネットワーク側と機器側でどのような分担の下で）フィルタリングが提供されるのが一般的に望ましいかを整理する。

2-5. どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいか

2-5-1. 青少年の単独での利用の程度 (①)

(基本的な考え方)

- ここでは「青少年の単独での利用の程度」の高いインターネット接続機器とは、青少年によるインターネット利用の多い機器であって、青少年が当該機器を利用するにあたって18歳以上の者に目視により監督される蓋然性が低い機器と考える。フィルタリングの提供にあたっては、対象となるインターネット接続機器について「青少年の単独での利用の程度」の高い機器ほど、より容易に保護者がフィルタリングを利用できるような措置が講じられることが望ましい。
- 現在、様々なインターネット接続機器のうち、青少年による機器の利用が18歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いことを理由に、法第19条のフィルタリング提供義務の適用対象外となっているのはカーナビのみである。なお、その他の機器については「青少年の単独での利用の程度」が一定程度ある場合には、フィルタリングの提供が義務付けられている。

(青少年の単独での利用の程度についての機器毎の状況⁹)

- 携帯型ゲーム機については、青少年の利用が多いと考えられるほか、18歳

⁹現在販売されている機器についての一般的な整理を試みたものであり、言うまでもなく、同種機器内でも個別製品によって望ましい対応は変わり得る。以下、同様の整理とする。

以上の者に目視により監督される蓋然性も比較的低いと考えられるため、「青少年の単独での利用の程度」が高い機器と考えられる。

- 一部の携帯多機能プレイヤーやPC（スレート型、ノート型）等については、青少年が利用する際に18歳以上の者に監督される蓋然性が比較的低いと考えられる一方、青少年の利用は現時点でそれほど多くないと考えられるため、「青少年の単独での利用の程度」が一定程度はあると考えられる（ただし一部の携帯多機能プレイヤーは、青少年の単独利用が今後増加する可能性があるとの指摘もある）。
- その他の固定型インターネット接続機器（デスクトップ型PC、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ、DVDプレイヤー等）については、世帯の一員として青少年が利用する可能性はあるものの、18歳以上の者に目視により監督される蓋然性が一定程度認められるため、「青少年の単独での利用の程度」が一定程度はあると考えられる。

2-5-2. インターネット上のオープンなサイトの利用状況 (②)

(基本的な考え方)

- 今後、様々な機器がインターネットに接続可能となると考えられるが、必ずしも全ての機器がインターネット上のオープンなサイトを閲覧するために利用されるとは限らない。クローズなサイトにしか接続しない機器もあれば、クローズなサイトにもオープンなサイトにも接続可能な機器であっても主にクローズなサイトに接続して利用される機器も存在する。
- クローズなサイトに接続する機器については、当該機器を製造する事業者等によってそのサイト内のコンテンツやユーザー間コミュニケーションを適切に管理することで、青少年向けに適切な利用環境を整えることが可能である。フィルタリングの提供にあたっては、このような接続先サイトの特性に応じた対応が取られることが望ましい。
- 例えば青少年向けに適切に管理されているクローズなサイトに接続する機器において、オープンなサイトに接続する機器と同様に一律に細かな設定が可能なフィルタリングが提供される必要は必ずしも無く、パスワードロック方式も含めた対応が許容されることが考えられる。主にクローズなサイトに接続して用いられることが想定されているものの、オープンなサイトにも接続可能な機器については、利用実態としてインターネット上のオープンなサイトの閲覧に利用されることが少ない場合には、同様の考え方を適用するのが望ましいと考えられる。

(インターネット上のオープンなサイトの利用についての機器毎の状況)

- ゲーム機（携帯型、据置型いずれも）、インターネット接続テレビ、DVDプレイヤー等については、オープンなサイトに接続可能な機器であっても、インターネット上のオープンなサイトの閲覧手段としてあまり利用されていない

い機器も存在する。このような機器へのフィルタリング提供にあたっては、利用可能なサイトの特性やインターネット上のオープンなサイトの利用状況等に応じて、パスワードロック方式を含む様々な程度のフィルタリングの中から適切な方法が選択されるのが望ましいと考えられる。

- 一部の携帯多機能プレイヤーやPC（デスクトップ型、スレート型、ノート型いずれも）等は、インターネット上のオープンなサイトの閲覧に利用されることが多いと想定される。このような機器については、パスワードロック方式以外のフィルタリングの提供がなされることが望ましいと考えられる。

2-5-3. まとめ：どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいか (基本的な考え方)

- 以上で見た通り、フィルタリングの提供にあたっては、①青少年の単独での利用の程度の高い機器ほど、保護者がより容易にフィルタリングを利用できるような措置が講じられるのが望ましく、②インターネット上のオープンなサイトの閲覧に主に利用される機器については、パスワードロック方式よりも細かな設定が可能なフィルタリングが提供されることが望ましい。他方、クローズなサイトにのみ接続する機器や主にクローズなサイトに接続する機器については、パスワードロック方式を含む様々な程度のフィルタリングの中から適切な方法が選択されるのが望ましいと考えられる¹⁰。

(現状を踏まえた機器毎の判断)

- 携帯型ゲーム機については、①「青少年の単独での利用の程度」は高いものの、②クローズなサイトへの接続が主要な利用方法である機器も多いと考えられる。したがって、このような携帯型ゲーム機については、パスワードロック方式を含む様々な程度のフィルタリングを、保護者がより容易に利用できるような措置が講じられた上で提供されるのが望ましいと考えられる。また、現時点ではクローズなサイトの接続が主に利用されているものの、今後の利用動向の変化（インターネット上のオープンなサイト閲覧の増加等）に対応できるよう、利用動向の把握のための調査を継続的に実施して、こうした調査等に基づいた対応を検討していくことが重要である。
- 一部の携帯多機能プレイヤー、PC（スレート型、ノート型）については、①「青少年の単独での利用の程度」が一定程度はあり、②インターネット上のオープンなサイト閲覧が主要な利用方法であると考えられる。したがって、これらの機器については、パスワードロック方式以外の細かな設定が可能なフィルタリングを保護者が容易に利用できるような措置が講じられた上で提供されるのが望ましいと考えられる。これらの機器についても、青少年の利用の増加等の今後の動向変化に対応できるよう、利用動向の把握のための調

¹⁰ もっとも、青少年インターネット環境整備法第20条では、フィルタリングの開発・提供にあたり、「閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること」に配慮する努力義務が、フィルタリングソフトウェア開発事業者等に課せられている点には留意が必要である。

査を継続的に実施して、こうした調査等に基づいた対応を検討していくことが重要である。

- 据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ、DVD プレイヤー等については、①「青少年の単独での利用の程度」が一定程度はあるものの、②必ずしもインターネット上のオープンなサイトの閲覧手段として用いられていない場合も多いと考えられる。したがって、これらの機器については、パスワードロック方式も含む様々な程度のフィルタリングについて、保護者が容易に利用できるような措置が講じられた上で提供されるのが望ましいと考えられる。
- デスクトップ型PC等については、①青少年の単独での利用の程度が一定程度はあり、②インターネット上のオープンなサイトの閲覧手段として主に用いられていると考えられるため、パスワードロック方式以外の細かな設定が可能なフィルタリングを保護者が容易に利用できるような措置が講じられた上で提供されるのが望ましい。

(スマートフォンの無線LAN接続について)

- なお、スマートフォンについては、携帯電話回線によるインターネット接続に対して法第17条に基づき携帯電話インターネット接続役務提供者によるフィルタリングが提供されているが、無線LAN接続時のフィルタリング提供について以上の整理を当てはめると、①青少年の単独での利用の程度は一定程度あり（現時点では自由に無線LAN接続可能なエリアが限られていることなどから青少年の利用が急激に高まっているとまではいえない）、②インターネット上のオープンなサイトの閲覧手段として主に用いられると考えられるため、パスワードロック方式以外の細かな設定が可能なフィルタリングが保護者に容易に利用できるような措置が講じられた上で提供されるのが望ましい。

2-6. どのような方法でフィルタリングが提供されるのが望ましいか

2-6-1. フィルタリングの提供方法

- 2-2で確認した通り、フィルタリングの提供方法は複数存在するため、フィルタリングの提供にあたっては、それぞれのインターネット接続機器に応じて、インターネット接続役務提供事業者、機器製造事業者、フィルタリングソフト開発事業者等が協力し、適切な提供方法が選択されることが望ましい。適切なフィルタリングの提供方法を考える上で、以下の通り、③機器の性能と④機器の可搬性を軸に検討を行う。

2-6-2. 機器の性能 (③)

(基本的な考え方)

- フィルタリングの提供方法は、機器の性能（主に計算能力や記憶容量等）を

考慮して選択される必要がある。機器側でフィルタリングに対応する性能が十分に備わっていない機器については、①及び②の判断の下でパスワードロック方式以外のフィルタリングが望ましいとされた場合でも、機器側に負担の少ないフィルタリング提供方法が選択されるよう、機器製造事業者、インターネット接続役務提供事業者等が連携する必要がある。

- 一方、機器側でフィルタリングに対応する性能が十分に備わっている機器については、機器側での負担が大きい方法も含めたより多様なフィルタリング提供方法の中から、インターネット接続役務提供事業者、機器製造事業者等が連携して適切な方法が選択できればよいことになる。

2-6-3. 機器の可搬性¹¹ (④)

(基本的な考え方)

- 可搬性の高い機器は、家庭、学校、飲食店等様々な場所での利用が想定され、その利用場所に応じて、自宅でのLAN、公衆無線LAN、携帯電話事業者が提供するインターネット接続回線等、多様な接続経路によってインターネットに接続される。
- 一般的な利用者にとっては、自らが使用しているインターネット接続機器がどのような接続経路を経由してインターネットに接続しているかは、通常、意識されないことが多い。したがって、可搬性の高い機器については、利用者の移動等によって随時接続経路が変化しても、インターネット接続役務提供者、機器製造事業者等が連携してフィルタリングが切れ目無く提供されることが望ましい。なお、機器側とネットワーク側のどちらでフィルタリングが提供されるかべきかは、最終的にはその時々の各機器の技術制約、サービスの提供形態等の要因によって個別に決定される点には留意が必要である。
- 現状の主なフィルタリング方式の中で、接続経路が変化しても切れ目無くフィルタリングが提供される例としては、「インストール方式」「参照サーバー方式」等の方法¹²が挙げられる。

2-6-4. まとめ：どのような方法でフィルタリングが提供されるのが望ましいか

(基本的な考え方)

- 最終的に機器側とネットワーク側でどのような分担の下にフィルタリングが

¹¹ 可搬性を考慮する理由は、様々な接続経路でインターネットに接続する状況を考慮する必要があるためである。したがって、今後、可搬性の無い機器においても様々な接続経路でインターネットに接続する事例が増加すれば、可搬性の無い機器についても様々な接続経路でインターネットに接続しても切れ目無くフィルタリングが提供される方法が望ましいという判断がなされることになる。

¹² 「プロキシサーバー方式」であっても、機器側でフィルタリングソフトウェア開発事業者等のネットワーク上のプロキシサーバーを設定する方式の場合には、接続経路が変化しても切れ目無くフィルタリングをすることが可能である。

提供されるかについては機器毎の事情に応じて異なるが、一般的な整理としては、③機器側でフィルタリングに対応する性能が十分に備わっており、④可搬性が高い機器については、機器に負担の大きい方法も含めた多様なフィルタリング提供方法の中から、様々な接続経路でインターネットに接続しても切れ目無くフィルタリングが提供される方法が、インターネット接続役務提供事業者と機器製造事業者等の連携によって選択されることが望ましい

- ③機器側の性能が十分に備わっておらず、④可搬性の高い機器については、機器に負担の少ないフィルタリング提供方法の中から、様々な接続経路でインターネットに接続しても切れ目無くフィルタリングが提供される方法が、インターネット接続役務提供事業者と機器製造事業者等の連携によって選択されることが望ましい。
- ④可搬性の低い機器については、特に接続経路の変化を考慮する必要はなく、③機器の性能を考慮しつつ、関係事業者の連携によって適切なフィルタリング提供方法が選択されるのが望ましい。

(現状を踏まえた機器毎の判断)

- 携帯型ゲーム機については、③機器側でフィルタリングに対応する性能が十分に備わっていない場合がある一方、④可搬性は高いため、機器側への負担が少ないフィルタリング提供方法の中から、様々な接続経路でインターネットに接続した場合でも切れ目無くフィルタリングが提供される方法が選択されることが望ましい。現在の主なフィルタリング方式の中では、「パスワードロック方式」や「プロキシサーバー方式（機器側設定タイプ）¹³」等が対応例として挙げられる。
- 一部の携帯多機能プレイヤー、PC（スレート型、ノート型）等の機器については、③機器側でフィルタリングに対応する性能が十分に備わっている場合が多く、④可搬性も高いため、機器側に負担の大きい方法も含めた多様なフィルタリング提供方法の中から、様々な接続経路でインターネットに接続した場合でも切れ目無くフィルタリングが提供される方法が選択されることが望ましい。現在の主なフィルタリング方式の中では、「参照サーバー方式」「インストール方式」「プロキシサーバー方式（機器側設定タイプ）」等が対応例として挙げられる。
- デスクトップ型PC、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ、DVDプレイヤー等の固定型インターネット接続機器については、④機器の可搬性が低いことから、特に接続経路の変化を考慮する必要はなく、③機器の性能を考慮して適切なフィルタリングが提供されることが望ましい。

¹³ 機器側でフィルタリングソフトウェア開発事業者等のネットワーク上のプロキシサーバーを設定するフィルタリング提供方式。

(スマートフォンの無線LAN接続について)

- なお、スマートフォンについては、携帯電話回線によるインターネット接続に対して法第17条に基づき携帯電話インターネット接続役務提供者によるフィルタリングが提供されているが、無線LAN接続時のフィルタリング提供について以上の整理を当てはめると、③機器側でフィルタリングに対応する性能が備わっている場合が多く、④可搬性も高いため、機器側に負担の大きい方法も含めた多様なフィルタリング提供方法の中から、様々な接続経路でインターネットに接続した場合でも切れ目無くフィルタリングが提供される方法が選択されるのが望ましい。現在の主なフィルタリング方式の中では、「インストール方式」「参照サーバー方式」「プロキシサーバー方式(機器側設定タイプ)」等が対応例として挙げられる。

2-7. フィルタリング提供のあり方についての今後の検討事項

- 以上のように、フィルタリングの提供が求められる様々なインターネット接続機器について、望ましいフィルタリング提供のあり方を、「どの程度のフィルタリングが提供されるのが望ましいか」を検討した上で、「どのような方法でフィルタリングが提供されるのが望ましいか」を検討することで整理した。
- この判断基準の下で整理された望ましいフィルタリングの提供のあり方は、無線LAN等に接続できない携帯電話端末等以外の様々なインターネット接続機器について、現行法と当研究会での参加委員間の議論を基にして、フィルタリングを提供する際にインターネット接続役務提供者と機器製造事業者等が考慮すべきとされた内容を踏まえたものである。したがって、インターネット接続役務提供事業者や機器製造事業者等の関係事業者には、この判断基準に従って求められているフィルタリングの提供を実施していくことが期待される。
- なお、現時点においては、各インターネット接続機器について、インターネット接続役務提供者と機器製造事業者等の連携の下で提供されているフィルタリングは、概ね今回整理した判断基準の下で望まれるフィルタリング提供のあり方を満たしていると言え、今後もこの判断基準を踏まえ、関係事業者によるフィルタリング提供が着実に実施されることが望まれる。
- また、今後の青少年のインターネット接続機器の利用動向の変化に対応できるよう、継続的に機器の利用状況等を調査していくことの重要性も確認された。具体的には、今回の整理でインターネット上のオープンなウェブサイトの閲覧にあまり用いられていないとされた携帯型ゲーム機やインターネット接続テレビ、青少年の利用がそれほど多くないとされた一部の携帯多機能プレイヤーやスレート型PC等については、今後の青少年の利用動向の変化に対応できるよう、事業者の協力を得ながら調査を進め、その調査に基づく対応の検討を行うことが重要である。
- なお、今回の整理ではスマートフォンについて、携帯電話回線を通じてイン

ターネットに接続する際には、法第17条に基づき携帯電話インターネット接続役務提供者によるフィルタリングが提供されるが、無線LAN等を通じてインターネットに接続する場合には、パスワードロック方式以外の細かな設定が可能なフィルタリングが、様々な接続経路でインターネットに接続した場合でも切れ目無く提供されるのが望ましいと整理された。現在、スマートフォンの無線LAN接続について、すべての機器でこのような対応が取られている訳ではないため、今後、スマートフォンの無線LAN接続に対して望ましいフィルタリング提供が実現するよう、総務省や関係事業者等と連携しながら検討を進めていくことが必要である。

- さらに、ブラウザ以外のインターネットの入り口として普及が進むアプリケーション等によるインターネットへの接続についても、青少年による利用動向を踏まえながら必要に応じて検討を進めていく必要がある。
- インターネットの利用動向や関連技術・サービスは日々変化を続けているため、こうした環境変化に対しては、まず、民間事業者の自主的かつ柔軟な取組によって対応がなされるべきであり、行政はこのような取組を支援していくべきである。もっとも、このような民間事業者による自主的取組に限界が認められる場合には、法制度の改正等による取組が求められることに、留意が必要である。

3. 青少年インターネット環境整備における保護者支援のあり方について

3-1. これまでの民間関係者の取組

- 青少年のインターネット利用環境整備のための民間関係者による取組は、青少年インターネット環境整備法の施行（平成21年4月）以前から実施されてきた。例えば、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、社団法人電子情報技術産業協会、財団法人インターネット協会の6団体は、平成18年から平成20年まで自ら策定した「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」に従って、青少年のインターネット利用における安心・安全な環境を実現するための自主的な活動を行った。
- 同アクションプランでは、約7割まで高まっていたフィルタリングの認知率を一層高めることを目標として、冊子・ガイドブックを作成したり事業者のホームページやメールマガジンでフィルタリングを紹介したりするなど様々な取組を推進した。その結果として平成20年3月までにフィルタリングソフトの認知率は85%以上、携帯電話等のフィルタリングサービスの認知率も75%まで高まったとされている¹⁴。

¹⁴ ここで引用されている認知率については、総務省「平成19年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査」に基づいている。

- また、フィルタリングの認知だけでなく利用を促進するべく、平成20年5月には経済産業省とPC製造事業者、フィルタリングソフト開発事業者、家電量販店等の関係事業者が連携して、平成21年3月には関係省庁¹⁵と携帯電話事業者、フィルタリングソフト開発事業者、家電量販店等の関係事業者が連携して、「フィルタリング普及キャンペーン」を実施し、全国の家電量販店や携帯電話販売店で、フィルタリングソフトや青少年インターネット環境整備法について説明したパンフレットの配布等を行った。
- 青少年インターネット環境整備法施行後は、フィルタリング利用率をさらに高めるために、保護者や青少年へ働きかける啓発活動が盛んに実施されている。フィルタリングの必要性や設定方法の理解を促進するために、フィルタリング事業者やインターネット関係者による講演活動（例：経済産業省の委託による「フィルタリング普及啓発セミナー」の実施等）、事業者団体による全国規模の講演活動（例：安心ネットづくり促進協議会によるシンポジウムの実施等）、セキュリティ事業者による講演活動（例：経済産業省の委託による「インターネット安全教室」の実施等）がある。その他、教育現場での啓発資料配布、青少年を対象とした相談業務等の取組も継続して続けられている。
- 経済産業省では、インターネット事業者、学識経験者、教育関係者等から構成されるレーティング／フィルタリング連絡協議会の研究会において、平成15年よりインターネット上の有害コンテンツに対するレーティングやフィルタリングに関する検討を継続してきた¹⁶。この検討を通じて、研究会では、フィルタリング事業者が行う第三者レーティングや、サイト管理者が行うセルフレーティングのための参照基準としてSafetyOnlineを策定してきた。
- 平成20年4月に発足した、フィルタリング開発事業者等による「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」は、フィルタリングに留まらず、広く青少年のインターネット利用に関連する課題を整理し、保護者向けに情報提供を行うことを目的とした任意団体である。同研究会での検討を踏まえて、平成22年4月から平成23年1月にかけてフィルタリングに関しての調査・研究活動を展開した「保護者のためのフィルタリング研究会」では、フィルタリング開発事業者等が自主的に運営を行い、事業者や学識経験者、教育関係者等による議論を踏まえた上で、行政、事業者、保護者等に対しての提言を取りまとめるなど、調査・啓発活動に取り組んでいる。

3-2. 現在の取組が直面する課題

- 現状、PCではフィルタリングソフトをあらかじめインストールしたり、イ

¹⁵ 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省。

¹⁶ レーティングとは、インターネット上のコンテンツに対して情報発信者または第三者が一定の客観的基準（レーティング基準）で格付けすることである。フィルタリングは、このレーティング結果に基づいて、各サイトが青少年有害サイトに該当するか否かなどの判断を行う。

インターネット接続テレビではインターネット接続画面からフィルタリングサービスの利用を誘導したりするなど、それぞれの機器でフィルタリングを容易に利用する措置がとられ、機器の製造事業者により法第19条の義務が履行されている。しかし、平成21年時点のフィルタリングの利用率は、携帯電話で52.2%、PCで19.9%¹⁷であり、事業者によって各インターネット接続機器に対してフィルタリングの提供準備がなされているものの、保護者のフィルタリング利用にはそれほど結びついていない。

- 平成21年度の内閣府の調査によると、保護者がフィルタリングを利用しない理由として「子供を信用している」が41.7%、「特に必要を感じない」が28.5%の順で多くなっている。したがって、事業者によるフィルタリング提供措置が保護者のフィルタリング利用に結びつかない要因の一つに、保護者によるフィルタリングの重要性の認知の低さがあると考えられる。
- 他方、平成22年度の警察庁調査によると、非出会い系サイトに起因する犯罪の被害児童の98.5%はフィルタリングを利用していないことが明らかにされており、フィルタリングが青少年にインターネットの安全な利用環境を提供する上で重要であることを示唆している。
- また、レイティング／フィルタリング連絡協議会研究会の議論の場でも、フィルタリングを普及啓発するセミナーの現場からも、そもそも青少年の安全なインターネット利用に関心が弱い保護者は、セミナー等には参加しないため、こうした場に参加しない保護者にいかにアプローチするかが重要であるという指摘もなされている。
- さらに、平成23年1月に公表された「保護者のためのフィルタリング研究会」活動報告書では、フィルタリング以前の基礎的なインターネットリテラシーに不安のある保護者は、フィルタリングを有効に利用できないという指摘がなされている。

3-3. 保護者支援のための具体的な取組

- これらの状況を踏まえ、レイティング／フィルタリング連絡協議会研究会では、保護者へのフィルタリングに関する普及啓発活動の継続の重要性が確認されるとともに、以下のような点に留意した取組の実施が提案された。

3-3-1. インターネット接続機器のフィルタリングに関する情報提供の強化

- 保護者自身のインターネットリテラシーについて、セミナーを開催する事業者等からは、どのような機器がインターネットに接続可能か、自身の子どもが使用している機器からインターネット上のオープンなサイトの閲覧が可能かどうか、その機器にパスワードロック方式のウェブ閲覧制限機能が付いているかどうか、パスワードロック方式以外のフィルタリングも利用可能かどうかなどについてのインターネット接続機器のフィルタリングに関する情報

¹⁷ 平成21年総務省通信利用動向調査より。

を保護者がそもそも知らないことが多いという指摘がなされている。

- したがって、保護者への普及啓発活動としては、単にフィルタリングの重要性や利用方法を周知するだけでなく、フィルタリングに関する情報とその利用の前提となる各インターネット接続機器に関する基礎的な情報を併せて保護者に提供することが重要である。
- このような情報提供にあたっては、保護者から子どもに製品を手渡す前の段階で保護者が上で述べたようなフィルタリングに関する情報を認識できるよう、パッケージ部分での表示の工夫や、パッケージから同梱された取扱説明書への誘導等を行うことが重要であると考えられる。特に「青少年の単独での利用の程度」が高いとされた携帯型ゲーム機等については、保護者がより容易にフィルタリングを利用できるよう、上記取組等を進めていくことが期待される。
- 以上のようなインターネット接続機器のフィルタリングに関する情報提供の強化のための取組は、既に一部の事業者等によって進められているところである。経済産業省としては、保護者に普及啓発するための場を事業者等に提供するほか、このような事業者の自主的取組を促していくことが重要である。
- なお、携帯電話インターネット接続業務は、法第17条に基づいて、青少年に対して原則フィルタリングの利用を条件に提供されている。他方、ゲーム機等のインターネット接続機器（携帯電話端末等を除く）については、法第19条に基づいてフィルタリングの利用を容易にする措置が講じられており、上述のように製品のパッケージ等で情報を提供することで、保護者に利用を促す取組がなされることが重要である。

3-3-2. より保護者の利用しやすいフィルタリング設定方法の検討

- 機器そのものの情報やフィルタリングに関する情報を保護者に提供すると同時に、こうした情報提供がフィルタリングを実際に利用するなどの保護者の具体的な行動に結びつくためには、フィルタリングの設定を保護者が容易に行うことができる環境を整備することが重要である。
- 例えば、細かな設定を全て保護者が行う必要のあるフィルタリングよりも、インターネットや機器に対する保護者の理解度に合わせて、青少年の対象年齢に応じた大まかなカテゴリ（例：小学生用、中学生用、高校生用等）を基礎とし、より細かな設定は利用者の希望に応じて可能とする措置を施したフィルタリングの方が、保護者の利用が進みやすいとの指摘もなされた。
- この点は、「保護者のためのフィルタリング研究会」の報告書においても、フィルタリング提供事業者が今後改善すべき点として、保護者の理解度や予備知識に合わせたサービス設計に努めることが提言されており、具体的対応策についてはさらなる検討余地がある。
- また、一部のPC等でなされているような、機器利用開始時の初期設定の際に同時にフィルタリングの設定へ誘導を行うことも、保護者のフィルタリン

グの利用を促す上で効果的だと考えられる。

- 以上のような取組について、民間事業者等による検討が進められることが期待されるとともに、経済産業省としては、このような自主的取組を促していくことが重要である。

レイティング／フィルタリング連絡協議会研究会
委員名簿

(敬省略)

(座長)

清水 康敬 東京工業大学 監事・名誉教授

(座長代理)

苗村 憲司 情報セキュリティ大学院大学 客員教授

(委員)

国分 明男 財団法人インターネット協会 副理事長

玉田 和恵 江戸川大学 メディアコミュニケーション学部 情報文化学科 准教授

猪股 富美子 お茶の水女子大学 人間発達教育研究センター 特任アソシエイトフェロー

朝倉 卓 大手家電流通懇談会 株式会社コジマ 総務本部 マネージャー

藤井 宏一郎 グーグル株式会社 公共政策部長

高橋 正夫 社団法人全国高等学校PTA連合会 顧問

福永 憲一 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント 渉外部 部長

北村 恵信 任天堂株式会社 総務部 総務グループ サブマネージャー

猪俣 清人 デジタルアーツ株式会社 経営企画部 部長

高橋 大洋 ネットスター株式会社 コーポレートコミュニケーション部 部長

濱谷 規夫 社団法人電気通信事業者協会 青少年有害情報対策部会長

高橋 周一 社団法人電子情報技術産業協会 青少年インターネット環境整備法対応PG主査

立石 聡明 社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長

楠 正憲 日本マイクロソフト株式会社 法務・政策企画統括本部技術標準部部長

吉田 奨 ヤフー株式会社 法務本部ネットセーフティ企画室 室長

(オブザーバ)

内閣府 青少年環境整備担当

内閣官房 情報通信技術(IT)担当室

警察庁 生活安全局少年課

警察庁 生活安全局情報技術犯罪対策課

総務省 総合通信基盤局消費者行政課

文部科学省 スポーツ・青少年局青少年課

(事務局)

財団法人インターネット協会

経済産業省商務情報政策局情報経済課